

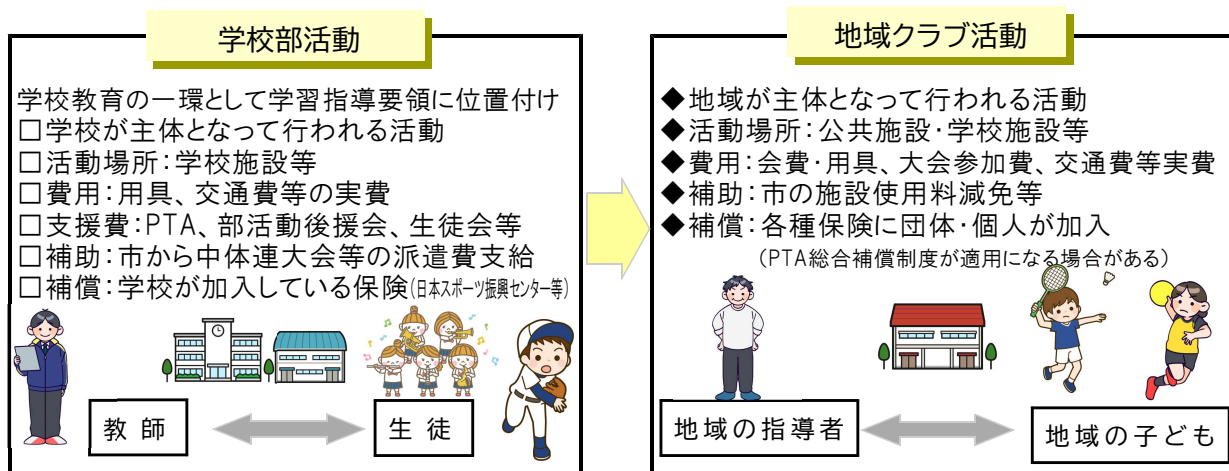
地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

横手市教育委員会

令和5年8月に策定された「秋田県における部活動の地域移行推進計画」及び令和6年3月に策定された「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を基に、令和5年度から段階的に市町村立学校の部活動地域移行・展開が進められています。

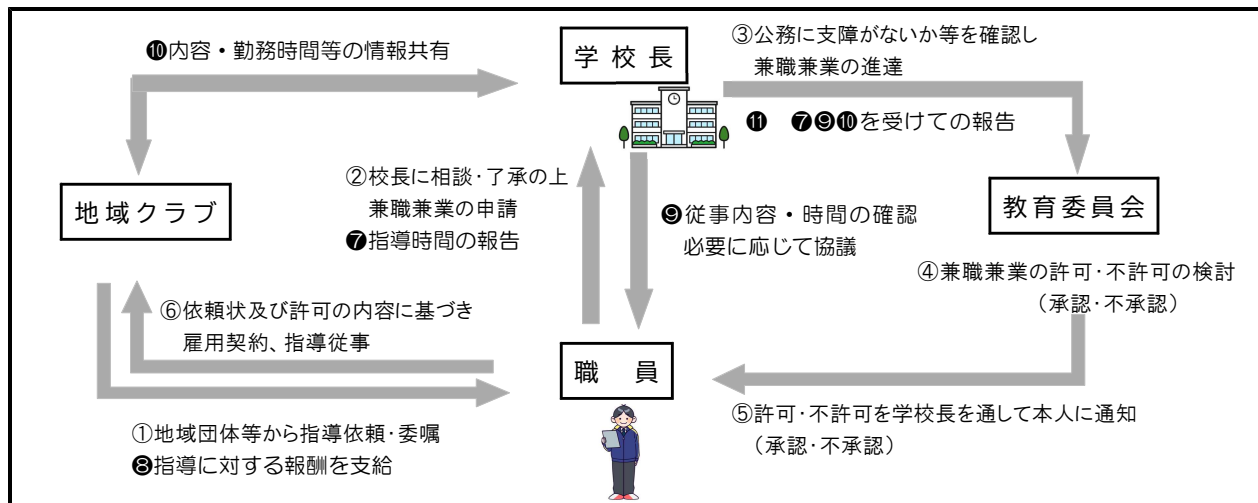
これにより、勤務時間内外に地域団体等から報酬を得て地域クラブ等で指導を行う場合は、「営利企業への従事等許可や教育に関する兼職等承認」（以下「兼職兼業の許可」）が必要になります。地域団体等からの指導の依頼があり、かつ、本人が指導を希望する場合は、校長に相談・了承を得た上で適切に申請を行ってください。

1 学校部活動と地域クラブ活動の違い



学校部活動は学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられ、一方、地域クラブ活動は学校教育外の活動となるため、指導の際は学校教師ではなく、地域の指導者となります。報酬を得て指導する場合は、新たに雇用契約を結ぶことになるため、指揮命令・監督者が違うことや、事故等が発生した場合の責任などが異なることに留意する必要があります。学校以外の主体である地域団体の業務に従事することになりますので、地方公務員法第38条及び教育公務員特例法第17条に基づき、サービスを監督する教育委員会の許可を得て、地域クラブ活動に従事することができます。

2 地域クラブ活動等への従事に係る手続き



職員が勤務時間内外に報酬を得て、地域クラブ活動に従事する場合は、事前に学校長に相談・了承の上、兼職兼業の許可の手続きが必要です。地域クラブ活動の運営団体・実施主体が営利を目的とする民間企業等はもちろんのこと、実施主体が地方公共団体または営利を目的としない社会教育関係団体等であっても、申請が必要です。

また、勤務時間外にボランティアとして、無償または交通費等の費用弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動に従事する場合は、許可・承認は不要です。この場合でも、職員の心身の健康の確保のため、従事内容や指導時間等を把握する必要がありますので、校長先生に事前相談をお願いします。

さらには、非常勤の講師については、法令適用外ですが、同様に校長先生に相談願います。

許可(承認)の基準

申請があった場合は、関係法令に基づき、**学校運営に支障がないか、職務の公正の確保を害することはないか、保護者や地域住民へ説明責任が果たせるものであるか、学校や教師の信用失墜させることはないか**等に十分に留意して判断します。

また、職員の心身の健康の確保のため、時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の合計が、**80時間を超えることが見込まれる場合は、兼職兼業は認められません。**

×「時間外在校等時間」＋「地域団体労働時間」>80

×地域クラブ活動に注力しすぎて教師としての職務がおろそかになる。

×社会通念上適当とはいえない高額な報酬をもらう。

×児童生徒を勧誘し、見返りに謝礼・リポートをもらう利益相反行為にあたること。

労働時間の報告

「地域クラブ活動で指導する時間」は、学校の「時間外在校等時間」には含まれませんが、職員の心身の健康確保のため、校長は地域クラブ活動での指導時間を把握する必要があります。**所定の様式**により、毎月の地域クラブ活動での指導時間を校長先生に報告してください。

時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の合計が、**80時間を超える場合は、翌月以降の時間外勤務や地域クラブ活動での指導時間の縮減について、校長先生と話し合ってください。**必要に応じて、教育委員会と学校、地域団体と情報共有・相談を進めていきます。(翌月以降も改善されない場合は許可が取り消される場合があります。)

*「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」(文部科学省・スポーツ庁・文化庁)

*『「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及びの確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告知等について』(令和2年1月17日 文部科学省通知)

*『「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校等の兼職兼業の取り扱い等について』(令和3年2月17日 文部科学省通知)

*「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月30日 文部科学省通知)

*「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の考え方について」(令和7年3月26日 秋田県教育庁義務教育課)

3 地域クラブ活動に従事するときの留意点

- 地域団体等は、教師等が指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断れない事態が生じるような依頼を行ってはなりません。教師等が無理に希望させられることがないよう、本人の意思等をよく確認する必要があります。
- 教師等の心身の健康のため、地域団体における業務内容や教師の指導時間等について把握し、通算した労働時間が長時間にわたることがないように、適切に管理を行います。
- 地域展開についての取組の背景や方針、計画等について保護者や地域住民に周知する必要があります。また、子どもたちの活動の機会の確保や持続可能な活動環境の整備のため、クラブ活動における生徒への指導等に教師の参画・協力も必要であることや兼職兼業の教師について本務に支障がないこと等について、理解と協力を得られるよう取り組んでいきます。
- 指導中に事故が発生した場合は、地域団体や大会主催者が責任を負うこととなります。場合によっては指導者として教師本人にも責任が生じる場合があります。教師本人に事故があった場合も地域団体との雇用関係において対応がなされます。学校管理下にはないのでスポーツ振興センターの災害共済金給付制度や公務災害等の保険の対象とはなりません。雇用契約の際には、保険の加入も含め確認してください。
- 大会運営への従事を希望する場合は、教師の立場として従事するのか、個人として従事するのかその身分を明確にしてください。大会スタッフとして主催者から委嘱され、委嘱報酬を得る場合は兼職兼業の許可が必要になります。また、大会が勤務時間内に行われる場合は、「職務専念義務の免除」の承認手続きが必要になります。地域団体の活動に従事する予定であった時間に教師等としての勤務が急遽必要になった場合は、勤務に当たれるようにしておくことも大切です。
- 必要に応じて確定申告等の手続きを適切に行ってください。

4 地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可チェックポイント

団体からの委嘱 本人の意思確認	☐ 地域クラブ活動における指導等の委嘱・依頼されている。 ☐ 地域団体や周囲の職員等からの要望や同調圧力によることなく、本人が希望している。
公務の遂行	☐ 職務・公務分掌の公正が確保され、学校運営に支障はないか。 ☐ 急遽教員としての勤務が必要になった場合には、勤務可能かどうか依頼元団体との間で調整がなされている。
健康・福祉の確保	☐ 時間外在校等時間と地域クラブ活動従事時間の合計が80時間を超えず、職員の心身の健康や本務への支障がないと見込まれる。 ☐ 上限時間まで業務を推奨するものではなく、職員の心身の健康の確保の観点から、合計時間は月45時間以内になることが望ましいこと。 在校等時間 所定労働時間 7h45m/日 38h45m/週 + 時間外在校 等時間 (超勤4項目含む) + 地域クラブ活動 での従事時間 (兼職兼業時間) 教職員の心身の健康の確保の観点から月45時間以内が望ましい
公務員としての品位の維持・信頼の確保 勤務上の区分	☐ 地域クラブ活動に注力しすぎて、教師の職務が疎かになる心配はない。 ☐ 地域団体等から社会通念上適当とはいえない高額な報酬を得ていない。 ☐ 勤務先等の生徒を、地域クラブ活動へ勧誘・参加を促していない。 ☐ 勤務時間と地域クラブ活動に従事する時間が重複していない。 ☐ 活動場所や指導体制、指導内容等から判断し、学校の業務の一部として見なされる心配はない。 ☐ 地域クラブ活動内容が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（R4・12月スポーツ・文化庁）」を遵守している。 ☐ 保護者や地域住民への説明責任が果たせるようなものである。 ☐ 地域クラブ活動中における責任の所在や事故に対応する保険加入など、明確に整理されている。
地域団体の事業・業務・雇用内容の把握	☐ 地域団体の事業内容を確認した。 ☐ 地域団体における当該教師等の雇用形態、期間・時間、業務内容、報酬を確認した。 ☐ 労働時間通算の対象となるか否か確認した。 ☐ 活動計画、指導者や生徒に対する保険の加入状況を確認した。 ☐ 兼職兼業の許可後の労働時間・在校等時間についての報告・確認方法を共有している。

5 兼職兼業についてのQ&A

非常勤講師でも、兼職兼業の許可は必要ですか？

教育公務員特例法第17条第2項により、兼職及び他の事業等の従事の許可について、非常勤講師は適用しません。また、会計年度任用職員も許可は不要です。当然ながら、非常勤講師として本務に支障がないように、また、信頼の確保等からも事前の相談や勤務の調整は必要ですので、校長に事前に相談をお願いします。

地域に指導者がいないため、教員である自分が地域クラブ活動に参加しなければならないか心配です

教員が、地域クラブ活動として地域団体の業務に従事することを希望していないにもかかわらず、当該教員にその業務に従事させることはあってはなりません。もし強要されるようなことがありましたら、校長に相談してください。

学校で行う部活動は兼職兼業とはならないのですか？

学校部活動は教育の一環として学習指導要領（第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等 ウ）に位置付けられており、かつ指導監督権限が校長にあるなど、学校本来の業務の一部として行っていることから兼職兼業の対象とはなりません。（第2章 第7節 保健体育の指導内容にも部活動との関連が明記されている）
学校施設を利用して、地域クラブの指導者として、地域団体の監督下で行う場合は、兼職兼業の対象となります。

報酬や謝礼を辞退して、無償でボランティアとして指導する場合も申請は必要ですか？

無償または交通費等の費用弁償の範囲内の支給で行う場合は、許可は不要です。ただし、職員の心身の健康の確保等のために従事内容や指導時間等を把握する必要がありますので、校長に事前に相談してください。

地域団体と雇用契約を結んだ際は、労働基準法が適用されることになりますか？

そのとおりです。学校の勤務時間と地域団体における労働時間の通算した労働時間が、労働基準法に規定される法定労働時間を超える（時間外労働時間）場合には、割増賃金が発生するなど、労働基準法に則った労務管理が求められます。

教師としての業務については、給特法第5条および地方公務員法第58条の規定により、教育委員会において「36協定の締結」や割増賃金の支払いは必要ありません。地域団体において、既に36協定が締結されている場合は、教師のために新たに36協定を締結せずに、当該既存の協定の範囲内で兼職兼業ができることとなります。もし不当な扱い等があった場合には、校長や教育委員会に相談ください。

地域団体から報酬を得ている場合には、県の年末調整で一緒に調整できますか？

年末調整は県の給与等分のみしかできません。地域団体等から報酬を得る場合には、職員本人が確定申告を行う必要があります。（副業・兼業を行い、20万円を超える副収入がある場合は、企業による年末調整ではなく、個人による確定申告が必要です。）